

平成 29 年（2017 年）5 月 16 日

市内行動援護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

**行動援護従業者の資格要件に係る経過措置終了に伴う留意事項について
（お知らせ）**

平素から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、行動援護につきましては、平成 30 年 3 月 31 日をもって従事者の資格要件に係る経過措置が終了する予定です。これに伴い、平成 30 年 4 月以降サービス提供を行う場合は、北海道が所管する「行動援護従業者養成研修」又は「強度行動障がい支援者養成研修」（基礎・実践）の修了が必須とされております（研修を修了していない場合は、平成 30 年 4 月以降、サービス提供ができません。）。

貴事業所におかれましては、経過措置終了後も引き続きサービスを円滑に提供し、突然の利用契約の終了やサービス提供時間数の減といった利用者への不利益が生じないよう、未だ研修を修了していない従業者の積極的かつ計画的な受講調整等に努めていただきますようお願いいたします。

北海道のホームページ上に、平成 29 年度の研修開催予定が下記のとおり掲載されておりますので、参考としてご覧くださいよう併せてお願いいたします。

○ 北海道ホームページ

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kyodokoudou/youkou.htm>

※ 掲載されている予定は変更となる場合もあるため、随時確認の上、必要に応じて北海道又は研修実施事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課
給付管理係（請求に関すること）
事業者指定担当係（事業者指定に関すること）
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp